

睦沢町居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会が開設する睦沢町居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために従業員の職種及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、要介護者等の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮しなければならない。

2 事業の提供に当たっては、要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場にたって、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行われなければならない。

3 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 睦沢町居宅介護支援事業所

(2) 所在地 長生郡睦沢町上市場 921 番地 1

(むつざわ福祉交流センター内)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員・介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理並びにその他の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上配置し、事業量に応じて適切な人員を配置するものとする。

介護支援専門員は、管理者の命を受け要介護者等に対して適正な事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 土日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日まで

とする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(営業日及び営業時間の特例)

第6条 前条の規程にかかわらず、利用者から依頼があった場合には、利用者と協議の上、必要に応じて相談に応じることができる。

(居宅介護支援の内容及び利用料等)

第7条 居宅介護支援の内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 相談及び評価を実施する場所 事業者の会議室又は利用者の自宅、利用者及びその介護者の指定する場所

(2) 利用する評価票 居宅サービス計画ガイドライン方式

(3) サービス担当者会議 介護支援専門員はサービス担当者会議の開催、照会等で、当該居宅サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(4) 利用者宅訪問 居宅サービス計画作成に向けては1か月に1回程度とし、居宅サービス計画作成後においては継続的に利用者宅の訪問あるいは連絡を行う。

(5) モニタリングの結果記録 月1回

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、睦沢町内とする。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の発生・まん延防止のための対策)

第 11 条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるように努めるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練の定期的な実施

(個人情報保護)

第 12 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了承を得るものとする。

(相談・苦情への対応、ハラスメント処理)

第 13 条 事業所は、利用者からの相談、苦情等を受付ける窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者又はそのご家族等からの要望、苦情、ハラスメントに対し、迅速に対応するものとする。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。

3 自ら居宅サービス計画に位置づけたサービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を図るものとする。

5 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善内容を報告する。

(ハラスメント対策)

第 14 条 事業所は適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 15 条 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対する虐待の発生及び再発の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施

(4) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第 16 条 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を厳守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、居宅介護支援に関する諸記録を整備し、居宅サービス計画の完了の日から 5 年間保存する。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会と事業者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 19 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。